

民生委員・児童委員の活動環境の整備について

中国部会提出
説明担当 周南市

民生委員制度は、大正6年に岡山県に創設された済世顧問制度から制度発足100周年を迎えた歴史ある制度であり、この間、民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って地域福祉の推進や災害時の対応など重要な役割を果たしてきた。

特に近年では、新たな生活困窮者自立支援制度や悪質商法などの被害防止への対応及び児童虐待などから子どもを守る取り組みなど、民生委員・児童委員活動が果たす役割の重要性の理解や民生委員・児童委員が担う活動等への期待が益々高まっている。

しかしその一方で、地域によっては委員の欠員が生じたり、なり手の確保に苦勞するなど、今後、新たな担い手をいかに確保していくのかが大きな課題となっており、平成26年4月には厚生労働省の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」において報告書がまとめられている。

また、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、雇用義務年齢が65歳になったことや、複雑化・多様化する課題への対応のため、委員の活動量の多さや負担感の高まりにより、さらに、なり手不足に拍車をかけている。

したがって、地域の人材を確保し、複雑化する社会情勢に対応するためにも、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を図る一層の取り組みが必要である。

については、国に対して次のことを要望する。

- 1 なり手不足対策としての企業等への働きかけ
- 2 地域支援者間における個人情報の共有に係るガイドラインの構築
- 3 民生委員活動費等の見直し